

●香川県告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成21年3月28日から編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

丸亀市綾歌町岡田東字下土居	丸亀市飯山町上法軍寺字岡2155の4、2156の4、2157の5から2157の8まで、2168の3、2169の2及び2155の4に隣接する水路である市有地の全部並びに2169の2に隣接する河川である国有地の一部
	丸亀市綾歌町岡田東字下新開677の1、678の1の一部、686の一部、687から689まで、690の一部、691、693、694の一部、695、696の一部、697の4、697の5、698の5の一部、702の6の一部、703の一部、705の2の一部、706の2及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部